

平成 26 年 3 月 31 日

税制調査会会長 中里 実 様
法人課税DG座長 大田 弘子 様

税制調査会委員 高田 創
(みずほ総合研究所)

法人課税改革に係る論点について

今回の会合につきましては、所用につき出席できませんので、書面により意見を提出させていただきます。

【欠損金の繰越控除制度】

- 欠損金の繰越控除制度は、企業の国際競争力やわが国の立地競争力に大きな影響を与える事項であり、慎重な検討が必要である。
- わが国の欠損金の繰越控除制度は、現行においても国際比較において大きく見劣りしており、当該制度のさらなる縮減は、今般の法人税改革の主要な目的である「立地競争力の強化」に悪影響を与える懸念がある。

【受取配当金の益金不算入制度】

- そもそも今回の法人実効税率引き下げは、アベノミクスにおいて日本の立地競争力向上、日本の株式市場へ海外投資家からの魅力を高めることが目的である。同時に、アベノミクスの第三の矢である成長戦略やプロビジネスの象徴的存在にある。
- 上記の趣旨を踏まえると、受取配当金の益金不算入制度の縮小は、グローバルな投資家の視点から逆効果を及ぼす不安があるほか、法人株主の保有コスト増加を通じて、株式市場に大きな悪影響を与え、アベノミクス自体への信任の低下につながるリスクもある（東証における株式保有の約 50%が国内法人による保有）。
- また、すでに国際比較で見劣りしている二重課税排除の仕組みをさらに後退させることは、課税の歪みをさらに拡大させるという点でも理論上問題があると考えられる。

以 上